

研究ノート

中国古代における情報処理の様態

——漢代居延の簿籍簡牘にみる記録の方法論——

井上 亘

はじめに

ここ数十年來の急速な情報化の中で、われわれの文字をめぐる環境は大きく変化した。日常的な記録から公文書の作成・管理に至るまで、あらゆる情報処理の技術は電脳化し、もはや旧來の文房具類は、それら新しい情報機器によって駆逐されつつある。

かかる電脳機器の登場は、単なる道具の交替という次元にとどまらず、われわれの文字文化の何かもつと深いところの変化を引き起こしているように思われる。いいかえれば、アナログからデジタルへという変化が、われわれの思考や認識のレベルにまでおよびつつあるように感ずる。それはおそらく情報や知識の収集・整理・処理といったとなみが、ものの方や考え方と深く関係していることに起因する。だとすれば、従來の情報処理の技術を見

直すことは、われわれの文字文化とともにあった、ものの見方や考え方をとらえ直すことにつながるだろう。論説として組み上げられた「思想」とはことなる次元の、日常的で無意識的な、それゆえわれわれの思考の根幹にあるような認識の枠組を開示する試みとなるだろう。本稿はそのような知性の歴史を叙述する一つの試みである。本稿では漢代の出土文字資料、「漢簡」をとりあげる。その理由は、つぎに述べる客観的な観測と主観的な予測ともとづく。前者からいうと、まず漢代は東アジア世界の歴史において一つの起点となっている。古代東アジア史は漢王朝の確立とともにうごきはじめ、その崩壊とともに動乱しはじめた。その動乱は、南北朝の分裂を経て、隋唐帝国の成立に至るまで継続する。朝鮮半島における三国の分立、日本列島における倭国の統一などが、中国大陸の情勢と連動するかたちで活発に展開した。その過程において、東アジアの漢字文化圏が形成される。

文字文化の歴史において、秦漢時代は一大画期である。始皇帝による公用文字の統一、篆書・隸書の機能分化と後者の普及、これをくずした草書の成立などは、同時代の文書主義の徹底を促しつつ、やがて六朝の楷書・行書・草書の三体を中心とする書芸術や四六駢儷体を頂点とする文芸の発達を将来し、これが東アジア世界の漢字文化を基礎づけた。このような流れに立つとき、少なくとも漢代にまで立ちかえてみる必要が認められよう。

一方、個人的な印象をいえば、現代につながるような情報処理の主要な技術は、漢代の官文書、当時の用語にいう「簿書」（簿籍・文書）においてすでに確立されていたように思われる。その当否は本稿の出来如何で読者諸賢の判断に委ねるほかないが、漢代の簿書の取り扱いを分析することで、われわれの情報処理技術の原点に立ちかえり、その本質を窺うことができるのではないかと予測する。

とはいえ、筆者は漢代の専門家ではなく、ましてその木簡字（簡牘字）はより専門性の高い領域であって、本来ならばしかるべき人の仕事に待つべきであろう。しかし、本稿の考察は右に述べたような関心にもとづいて行われ

るのであり、決して木簡字の問題として取り組むのではない。そこで、専門諸先学に依拠した点はこれを一々注記し、卑見を明示して諸賢に益を請うかたちをとった。専門外の読者には煩雑であろうが、ご了承いただきたい。なお本稿では、漢簡の「簿書」のうち、簿籍（帳簿）をとりあげた。もう一方の文書については別の機会にとりあげたいと思っている。

一 三段組の帳簿——簿籍の見方

まずはじめに、漢代の帳簿とはどんなものかを実際にみてゆこう。⁽¹⁾

- 簡 1 1 ● 廣地南部言永元五年六月官兵釜磴月言簿
- 2 承五月餘官弩二張箭八十八枚釜一口磴二合
- 3 今 餘官弩二張箭八十八枚釜一口磴二合
- 4 具弩一張力四石木關
- 5 陷堅羊頭銅鏃箭卅八枚
- 6 故釜一口鋌有錮口呼長五寸
- 7 磴一合上蓋缺二所各大如踈
- 8 ● 右破胡燧兵物
- 9 具弩一張力四石五木破故繫往々絶
- 10 蚩矢銅鏃箭五十枚
- 11 磴一合敵蓋不任用

12 ● 右河上燧兵物

13 ● 凡弩二張箭八十八枚釜一口礮二合 母入出

14 永元五年 六月壬辰朔一日壬辰廣地南部

15 候長信叩頭死罪敢言之 謹移六月見官兵物

16 月言簿一編叩頭死罪敢言之

(A 27 三六二)

右は旧居延漢簡の「永元器物簿(官兵釜礮簿)」という備品管理簿で、冊書の完存例として知られる(図版1参照)。冊書とは竹木の簡札を通常二本の繩(麻紐)で綴じ合わせたもので、金石文の「冊」字はこの冊書の象形である。右の冊書も、一六枚の木簡を二本の繩で綴じてある。

内容をみてゆくと、まず第1簡に表題がくる。墨点の下に、「広地南部候が報告する、永元五年六月の官の兵(武器)・釜・礮(臼)の月言簿」とある。「永元五年」は後漢和帝の年号で西暦九三年、「月言簿」は月例報告書の意味である。広地南部候については少し説明を要するだろう。

漢代の地方行政は郡県制、すなわち郡・県・郷・亭・里という系列であったが、これは内郡の制で、辺郡では郡(太守府)・都尉府・候官・燧という系列であった。広地南部候は、この下から二番目の候にあたり、破胡燧・河上燧という二つの燧を管掌していた。そして広地南部候の報告書は、上級の広地候官に提出されたはずである。

ついで、第2簡に先月分の総数がくる。すなわち、五月には弩^{しゆみ}二張・箭^や八八枚、釜一口、礮二合が備品としてあった。「承」とは引き継ぎ分、「餘」とは残余、総数の意味であろう。第3簡には、今月分の総数がくる。先月と同数である。そして、第4簡以下第12簡までが今月分の明細となる。4の弩、5の箭、6の釜、7の礮は破胡燧、9の弩、10の箭、11の礮は河上燧の備品であり、それぞれ数量と現状とが注記される。以上の明細が第13簡に集計



16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

図版1 「永元器物簿」(冒頭部分)



補 20 19 16 15 14 2 8 3 6 4 5

図版2 居延出土の簿籍簡牘(数字は後掲の簡番号)

され、その下に「母入出」と明記される。この出入なしの語をもつて報告を終える。

14以下は送り状(送達文書簡)とよばれるもので、年月日の下に広地南部候長の信が、この六月現在の月言簿を候官に送達(「移」)する旨を上申(「敢言」)している。

この簿籍をみていて興味深く感ずるのは、「不任用」の礎(11)などを放置してある点、そして、文字の配列である。ここでは後者についてみると、簡の上端から書き出す簡と、簡の中段から書き出す簡とがある。1く3・8・12・13の表題・尾題や集計部分は上端から書き、4く7・9く11の明細部分は中段から書き出す。しかも、1・8・12・13に大きく墨点を打つてある。これらは、簿籍の内容を迅速に把握するための工夫と思われる。

この簿籍で最も重要なことは、先月と今月との間に出入りがないことの確認であろう。ゆえに、この簿籍を受理した者は、まず第一に、1の表題にある報告者・年月・簿籍名をみ、ついで13の下欄にある「母入出」の語を確認したに違いない。1と13の墨点は、こうした目配せを導くしとなる。第二に、2の先月分と13の今月集計分(または3の今月分)とを対照し、その上で個々の明細をみてゆく。その明細部分は一段下げてあり、燧ごりに墨点を打つた尾題簡が挿入してあるから、通覧しやすいわけである。

右の手順は簿籍の文字の配置から推測したもので、その逆ではない。簿籍の形式はその見方に対応するだろうということである。しかも、その段組はどうかやら冊書の縄を基準としている。つまり冊書の上下にかける二本の縄を界線として簡を三分し、上中下の三段組にして、上段から書くものと中段から書くものとを区別しているらしい。

ちなみに、文書簡にも特殊な文字の配置がある。武威漢簡の「王杖十簡」「王杖詔書(令)」にみる「需頭」(台頭)、旧居延簡「上言變事書」にみる低頭の書き出しなど⁽³⁾、上申文書では尊者の文字を高くし、書き手のそれを低くする書式が行われた。すなわち、文字配置による敬語表現で、いまでも手紙の後付けには相手の名前を高い位置

に置き、自分の名を低くする。現代と共通する書札礼である。

また、「分欄旁行」というのがある。それは各簡を二段に分ち、上段に本文を、下段に注釈を書いたもので、「墨子」の経篇と経解篇とがもともとのかたちであり、郭店楚簡の「語叢」にもみられるという⁽⁴⁾。現在の本文・頭注形式に対応する。また、「横読み」の冊書もある。雲夢睡虎地秦簡の「為吏之道」は、五段組の竹簡を五一枚綴った冊書で、各段四〜六字句からなる文字を、第1簡↓第2簡と簡ごとに読み下すのではなく、第1段↓第2段と段ごとに横へ読み進める。同様の例とみなしうるものに、敦煌・居延漢簡の曆や詔書目録、睡虎地秦簡の日書や編年記などがあるが、これらは、読誦や通覧などの便宜のため、目の高さを一定に保つ目的があつたらしい（この時期すでに縦書きの不便を克服する試みがなされていたことは、注意されてよいのではないか）。

簿籍の三段組は、右の需頭とはまったくことなり、分欄旁行や横読み型とも若干ことなる。簿籍の段組（分欄）は敬意と関係がない。また、目線を導く点では分欄旁行などと同様だが、これよりも複雑な目の動きを要求する。それは情報の質から出る相違であろう。ともあれ、永元器物簿にみる段組のありようは、敦煌・吐魯番出土の籍帳類に継承され、わが正倉院文書中の籍帳などにまでおよぶ、帳簿の基本的な形態といつてよい。当然のことのようにあるが、古文書に薄く引かれる界線（横線）の起源が冊書の縄にあるというだけでなく、現在われわれが見出しに点を打つたり文字を上げ下げしてメモをとる方式も、ここまで遡るわけである。

ついでにいうと、馬王堆漢墓帛書にみられる野線は、簡札を編綴した冊書の外形を、そのまま帛書の上に写したものである⁽⁵⁾。この説に従えば、帛書にみるような野線（縦線）は、敦煌から出土しあるいは日本に伝来した写本や宋代以降の版本、さらに、いわゆる線装本やわれわれの縦書きノートなどに至るまで認められるから、それらはみな簡冊に由来するということになる。

すると、永元器物簿は一三行の（潜在的な）罫線に三つの欄を設けた、「表」形式の帳簿ということになるが、かりにこの見方でよいとすれば、たとえば、『史記』の「表」などに対する見方も、多少変わってくるだろう。唐の劉知幾は、『史通』のなかでこの表を煩雑・無用と断しているが（巻三）、それはおそらく頁を前後しにくい卷子本の、天地一尺の紙に縦横の枠線を引いた、そのなかの楷書の小さな文字をみるからで、字に隷書を用い簡に長短のある冊書の取り扱いに慣れた漢代の文吏には、親しく見やすいかたちであったのだろう。竹木の時代の司馬遷の「表」は、紙の時代を越えて、むしろ現代の帳簿やデータ・ベースの類に、より近い印象さえ与える。

永元器物簿の観察から指摘すべき点はまだあるが、それは折にふれて述べることにする。さしあたりの問題は、永元器物簿にみた段組がこの他の簿籍簡についてもみられるのか、という点であろう。居延新簡「勞邊使者過界中費」冊など、編綴した縄も完存する適合例もあるが、ここはより広い適合性を立証するためにも、簿籍の断簡を照合すべきであろう。そこでひとまず、ことなる種類の簿籍簡を見繕ってならべてみたのが、61頁の図版2である。

一見して、各簡の面を三分割して文字を配していることがわかるだろう。記載内容から欠損した簡の上端を推測できる簡番号2をふくめ、「補」をのぞく）左から八本目までは、その中段の書き出しがほぼ同じ高さにくる。簿籍の種類が違うにも関わらず、である。また、右の二本は文字数が多い（簡4・5ともに一七字ある）にも関わらず、上端から三分の一ほどに収まるよう、扁平な隷書の特徴を活かして、文字を詰めて書いてある。

右は表面的な観察からする三段組の存在証明だが、これに加え、文字の揃え方という点からも卑見を補強しておこう。まず出土例は僅少だが、簿籍の書式見本簡がある。「在署名籍」(一・三)、「錢出入簿」(三・モ)の例が知られ、とくに上下完存の後者は、「出錢 買」の三字を記すのみだが、「出錢」を簡頭に、「買」を中段に置く。これは、「出錢」の下に金額を、「買」の下に購入品名を書き込むためのもので、かかる見本簡を横に置いて簿籍簡を作成し

たことがよくわかる。また、簡の側面に墨痕や切れ込みを入れる場合がある。⁽⁹⁾これは、編綴するためのものだが、見本簡を横に置いた例からすると、これら簡側のしるしも文字を揃える目安となったであろう。また、縄を界線としたわけであるから、冊書にしてから書いた場合も当然想定されてよいだろう。

以上、種類がことなる簿籍簡の観察と、文字を揃える方法の考察とから、二本の縄を界線とする三段組が漢代の簿籍に存在したことの証明を試みてきた。^(補注1)あるいは、専門家の間では周知のことながらに属するのかもしれないが、かかる段組は文書簡にはみられない、簿籍簡特有のものである。したがってそこには、二本の縄で編綴されるといふ物質的な制約にとどまらない、簿籍の性質に由来する何かがあるわけである。この点については、つぎなる考察を進めるかたわら考えてゆくことにしたい。

二 人名立ての帳簿——簿籍の転成

敦煌・居延など西域から出土する簿書の大半は、片々たる断簡零墨である。断片であるから、それらは整理されねばならない。永田英正氏は、一九三〇年代初頭に発掘された旧居延漢簡を対象に、二千六百点もの断簡を出土地ごとに整理し、辺郡の軍政系列下の簿籍の流れを通して、漢代文書行政の実態を明らかにされた。⁽¹⁰⁾

永田氏によれば、燧・候・候官・都尉府・郡太守府からなる軍政系列の上計（行政報告）は、候官にはじまる。候官こそが民政系列の県とならぶ漢代文書行政の最末端機構であった。辺境守備の最前線にある燧や候の雑多な簿籍は、すべてそのまま候官に提出され、ここで整理・集計されて、都尉府・郡太守府そして中央へと伝えられた。候官と県とはいわば、簿書の最初の集散地であった。それゆえ候官址から出土した木簡には、記録の現場を窺わせ

るものが少なくない（以下、引用簡に付した傍点は各段組の先頭にあたる位置を示し、☐は折損を示す）。

簡2 ☐沙燧長遺卿「粟三石三斗三升自取」卒呂延年粟三石三斗三升自取（A8 一九・二）

簡3 臨之燧長王君房「負李子六百六十」卒西門樂粟三石三斗三升卒呂延年☐（A8 三〇・二六）

ともに甲渠候官址（A8 破城子）出土簡である（図版2参照）。簡2は「吏卒廩名籍」とよばれる食糧配給名簿で、燧長の名「遺卿」の下に、粟の配給量および「自取」と本人がうけとった旨を別筆で記入し、「内」、さらにかれの配下にある卒二名の姓名（呂延年・西門樂）と粟の配給量、およびその受領のサインが書き込んである。食糧の配給は候官およびその管内各所の倉庫で行われたから、右の場合、燧長の遺卿と卒の呂延年とが所定の倉庫に赴いて粟をうけとり、その記録が現場から候官に送られてきたのであろう。

簡3は王君房という燧長の負債の記録で、李子なる人物に銭六百六十を借り、そのうち銭六百を返済、残額六十であることを記す。上段の姓名は墨色明瞭な隸書体、中段の負債額がやや墨色の薄い文字、下段の返済の記事は草書体と筆致がことなる。いうまでもなく、墨は念入りに磨らねば濃くならないし、各段の字体を同時に書き分ける理由もないから、あらかじめ人名を書き、借金をした時点と返済した時点とに、それぞれ書き込まれたものと考えられる。なお、こうした「生の記録」は都尉府址からも見出される。

簡4 田卒淮陽郡長平業陽里公士兒尊年廿七「嬰一領犬絲一兩私絲一兩 貫贖取」（A35 一九・四〇）

右は肩水都尉府址（A35 大湾）出土簡で、屯田に赴く田卒の名の下に別筆で衣類の名と数、さらに貫贖なる官吏がこれをうけとった旨が書き込まれている（図版2参照）。大湾にはこれと同型の簡が十数枚あり、それらを並べてみると、上段の文字と中段以下のそれとは、それぞれ同一人の手になるらしい。永田氏は、後者の筆跡を貫贖本人と推定されている¹²。すると、あらかじめ都尉府の役人などがまとめて人名を筆写しておいた簡に、田卒十数名分の

衣類をうけとりてきた質贅が、一枚一枚サインしていったことになる。

以上、人名をあらかじめ書いた簡に別筆の書き込みがある例を掲げたが、こうした人名簡は「吏卒名籍」という名簿から転写されたものと考えられる。

簡5 戍卒張掖郡居延昌里簪夏司馬駿年廿二

(A8 三六・四)

簡6 城北燧長徐弘

(A8 四・三)

簡7 臨木燧長陳陽 木中燧長張勳 武賢燧長張忠

(EPF三・三五)

簡8 第十五燧長宋黨見 助吏鄒陽見 卒田隆見

(EPF三・四〇)

吏卒名籍とは燧長以上の吏、その配下たる戍卒の名簿で、右の甲渠候官址出土簡というと、簡5は「戍卒で張掖郡居延昌里の出身、爵位は簪夏の司馬駿、二二歳」というように、〈官職・本籍・爵位・姓名・年齢〉という書式をもつ、典型的な吏卒名籍である。簡6はこれを〈官職・姓名〉と簡略にした型で、この6の書式で燧長を列記したのが7の燧長名簿、6の燧長の名の下に配下の吏卒を列記したのが8の燧単位の名簿（在署名籍⁽¹³⁾）である。

ここで簡2〜4をふりかえると、面白いことに、4は簡5+ α 、3は簡6+ α 、2は簡8+ α のかたちになっている（図版2の右側六本をみよ）。かかる痕跡は、さまざまな業務に備えて吏卒の名簿を転写することが、日常的に行われていたことを如実に示している。

このように、簿籍には吏卒名籍にもとづくものが少なくない。そこで、永田氏の様式分類をふまえながら、簿籍断簡の書式、いいかえればどのような枠組の上に記録をとっていたかを整理し、漢代の簿籍にみられる記録のクセとでもいべきものを探ってみた。

永田氏による簿籍の復原は、百三十種類⁽¹⁴⁾におよぶ簿籍名の収集と、その名称に対応する断簡の集成を試みたもの

で、およそ以下のような分類方法をとる。まず、簿籍簡を表題類と本文類とに二分し、これらを内容ごとにふり分ける。表題類とは表題簡・付け札・尾題簡・帳尻簡の類で、前掲の「永元器物簿」でいうと、1・8・12・13がこれにあたる。本文類は文字通り本文の断簡で、同じく2・7や9・11がこれにあたる。また、内容ごととは、I吏卒・II勤務・III器物・IV見銭・V食糧・VIその他の六項目で、さらに様式ごとにイロハ……、abc……という細目に分類し、IイaからVIヲまで七三種を数える。こうして集成された簿籍の断簡群と、収集された簿籍名とをつきあわせてゆけば、漢代の居延における簿籍の全体像が浮かび上がってくるわけである。

以上をふまえ、吏卒名籍にもとづく書式を求めてゆくと、およそつぎの三つのグループに分けられる。まず第一群は、典型的な吏卒名籍の〈官職・本籍・爵位・姓名・年齢〉を簡頭におく型（永田分類でいえばIイa||簡5+ α 型）、またはそこから〈爵位〉〈年齢〉などを省いたやや簡略な人名表記を簡頭におく型である。第二群は、さらに簡略な人名表記〈官職・姓名〉を簡頭におく型（永田分類のIイb||簡6・Iイd||簡8+ α 型）である。第三群は、これら吏卒が所属する機関名〈官〉を簡頭におく型である。これらを中心に「吏卒名籍型」と総称すると、永田氏が集成された七三種のうち、実に七割弱がこの型に属するのである。

その内訳をみてゆくと、吏卒名籍型の第一群としては、「吏卒名籍」類や「戍卒被兵簿」類など、一五種の簿籍があげられる。⁽¹⁵⁾これらは身元の確認、公私の器物、家族や財産、雇用関係、病氣、叙任や賞罰に関するもので、いづれも人やものを登録したり、身分や地位に関わる重要な事項であるといえる。それゆえ、もつとも正式な身分の表記方式であるIイa型の書式を用いたのであろう。簡4（IIIロc型）、およびつぎのような簡がその例である。

- 簡9 第十三燧戍卒河南郡成臯宜武里公乘張秋年卅四 五石具等一 (A8 三四七)
粟矢銅鏃五十 □
- 簡10 居延甲渠止害燧長居延收降里公乘孫勲年卅 甘露四年十一月辛未除 (A8 一七三・三)

ともに簡4と同様、〈簡5 (Iイa) + α〉のかたちをとる。簡9は「戍卒被兵簿」(IIIロa型)、武器の管理簿である。辺郡での器物管理は厳格で、その管理簿は多岐にわたるが、辺境守備の任にあたる戍卒の武器は、とりわけ厳重に管理された。「具弩」は常備の弩、「稟矢銅鋸」は銅製の矢じりをつけた長い矢の意味である。簡10は叙任の記録 (VIホa型) で、「公乘」は爵位、「甘露四年」は前漢宣帝の年号で、紀元前五〇年にあたる。

つぎに、吏卒名籍型の第二群に属する簿籍は、「日迹簿」「吏卒廩名籍」類など、二八種にものぼる。⁽¹⁷⁾ それらは、軍務・作業、器物管理、奉銭支給、食料配給、候官への召喚など、その大半が日常的な業務に関する簿籍である。つまり、第一群を簡略にした第二群の書式は、そうした通常業務のためのものであつたといえそうである。前掲の簡2 (Vロc型) や簡3 (VIへ型) がその例だが、ほかにもいくつか例をあげておこう。

簡11 第廿四燧卒孫長 治整八十 治整八十 除土 除土 除土 除土 (A 8 六・七 = 三六・三九)

簡12 第廿八燧長程豊 十月奉九百 (A 8 三六・二七)

簡13 書佐樊奉始元三年六月丁丑除 未得始元六年八月奉用錢三百六十 (A 35 三〇三・三二)

簡14 第卅二卒宋善「五月辛酉自取卍」「畢」 錢二千「卍」 九月戊辰闔 (A 8 二〇六・〇)

簡11は戍卒の日々の労働を記録した「卒作簿」で (IIニb)、九日間、煉瓦つみ (治整) と風砂の除去とに従事したことを記す。また、燧長以上の吏には月俸が支払われるが、簡12はその支払台帳たる「吏受奉名籍」で (IVロa)、「十月の奉銭支給額が九百」の意、簡13は何らかの事情で奉銭の支給が遅れたもので、未得分「錢三百六十」とともに、叙任年月日「始元三年 (前八四) 六月丁丑除」を注記する (IVロd)。簡10の叙任記録から転写したものが、あるいはそれと照合するためのものであるう。

簡14は「錢出入簿」の一種で (IVイe)、「第卅二卒宋善 錢二千 九月戊辰闔」という三段組の空欄に、別筆の

書き込みがなされたもの(図版2参照)。「第三二燧の戌卒宋善が私錢二千を九月戊辰の日、官庫に預けた(閣下)」。これがもとの記載で、別筆の「五月辛酉自取」は、翌年の五月にその預金を宋善本人が引き出しにきたことを示す。「口」は「受取済」の確認、「畢」は「支払済」の意味で、残高なしということである。⁽¹⁹⁾

最後に、吏卒名籍型の第三群に該当する簿籍は、「日迹簿」「守御器簿」類など五種を数える。⁽²⁰⁾この型は第二群の変形というべきもので、第二群の個人データを集計したものや、機関の責任者名(燧長など)を簡頭においた第二群の簿籍と重複するものが少なくない。

卒呂弘二月壬午迹盡丙申積十五日 凡迹積廿九日母人馬越塞天田出入□□
 簡15 第三燧 卒鄧安世二月丁酉迹盡庚戌積十四日

卒橋建省治萬歲場

(A8 三四・二六)

これは「日迹簿」(IIイ a)、天田の見回りの記録で、天田とは侵入者の足跡を見るためにならした砂地のことである。第三燧では、戌卒の呂弘が二月前半の一五日間、同じ鄧安世が後半の一四日間、見回りに従事し、もう一人の卒、橋建は万歳場の修築に出向していた。それで見回りの実績は二九日間、塞を越え天田に侵入した人馬はなし、との結論を下段に書く(図版2参照)。「永元器物簿」の「母入出」と同じ書きようである。

候史一人 六石具弩二一 □□□各二一
 甲渠武賢燧 燧長一人 弩幅二一 糸承弦十一
 卒四人 藁矢百一 梟長弦五一
 北到誠北四望 凡吏卒六人 眞矢五百六十一 革甲鞞幅各四一
 服三一 斬□□各四一


(A8 九一・二)

右はⅢⅠd型の「守御器簿」で、簡頭に機関名および近接する施設（誠北四望）との位置関係を示す。上段はⅠⅠd型（簡8）のかたちをとり、中段に兵器名・数量を列挙する（図版2参照）。「一」を合点とみてよければ、これは兵器を点検するために、前掲の簡9や後掲簡17、また居延新簡「棗他莫當燧守御器簿」⁽²¹⁾にみるような記載内容を、一枚の牘（幅の広い簡）にまとめ書きしたものであろう。「幅」は袋、「虽矢」は短い矢、「服」はややぐい、「承弦」は予備の弦の意。下端三分の一を欠くが、このように三段をさらに細分して六段組などとした簡が、他にも散見する。

以上、吏卒名籍型の簿籍は、もともと正式な登記の書式である第一群が一五、日常業務のための書式である第二群が二八、個別データを機関ごとに集計した書式である第三群が五、総計四八種となり、永田氏の様式分類の総数七三の内、およそ七割（約六六%）をしめることが明らかにできたと思う。⁽²²⁾ここであらためて注目したのは、簿籍の本文を構成する書式の七割近くが人名立てであること、そしてその三つの書式は、単に並列の関係にあるのではなく、派生の関係にあるということである。

すなわち、ⅠⅠa型Ⅱ前掲簡5の吏卒名籍から第一群へⅠⅠa+αの簿籍簡、およびⅠⅠb型Ⅱ簡6やⅠⅠd型Ⅱ簡8の名籍が派生し、後者からまた第二群へⅠⅠb・ⅠⅠd+αおよび第三群の簿籍簡が派生する。また、かかる人名簡の転写によって、名籍はもとより、勤務・器物・見銭・食糧・その他各種の記録に対応したのである。それは、吏卒の生活に即していえば、つぎのような次第に沿ったものと考えられる。

そもそも、辺境のまもりに就く成卒は県単位に徴発され、各県では車両隊を編成して成卒とその衣類とを送った。⁽²³⁾その成卒らの名籍は本籍地の戸籍から謄写され、辺郡太守府・都尉府・候官へと送られた。前掲の簡5は都尉府発給の新兵の名籍とみられており、これをうけた候官ではわりふり先の候燧ごとに名籍を編綴して、●右第廿八燧

卒三人」(毛・三)といった尾題簡を挿入し、「元康元年九月吏卒名籍」 (三六・三)といった表題簡をつけて整理した。⁽²⁴⁾これが各種名籍の原簿となる一方、吏卒の生活を記録する枠組として利用されてゆく。

まず、衣類や武器が配給される。⁽²⁵⁾これは永田分類にいうⅢ類の簿籍に記録される。簡4や簡9がその例で、ともに第一群。吏卒名籍を転写し、その空欄に配給品を記録したかたちである。こうして登録された戍卒は、食糧の配給を受ける(Ⅴ類)。簡2がその例で、この段階になると、簡便な第二群の書式が活用される。簡2は人名簡 α のかたちだが、燧の名簿(簡8)の書式が意識されている。ついで、戍卒は日々の軍務や作業に従事する(Ⅱ類)。簡11や15がその例で、その実績は、必要に応じて機関ごとを集計された。第三群である。ただし、機関名をその責任者の名で代替することもあり、その場合は第二群のかたちをとる。

一方、燧長以上の吏に任せられると、簡10のかたちで登録される。第一群である。そして、吏には奉銭が支払われる(Ⅳ類)。簡12・13がその例で、記録の書式は第二群となる。

このように漢代の簿籍は、登録された吏卒の名籍を簡5〜8のようなかたちに変化させながら、吏卒の行動を記録する仕組みになっていた。いわば吏卒を追いかけるように、簿籍の様式が転成するのである。こういう記録の方法はよほど興味深いと思うのだが、如何であろうか。

三 認識の窓——記録の方法

吏卒名籍型、碎いていえば、人名立ての簿籍簡が全体の七割弱をしめるとなると、残る三割強はどうなっているのか。まずその点を明らかにしておこう。

「北書」という。右の南書は、居延都尉の印章を捺した封書一点で、張掖郡太守府行き。下段に授受の日時とその当事者の名が明記される。十一月庚子の夜半に居延候官管下の取降燧の卒から当地甲渠候官の当曲燧の卒へと渡り、管内をリレーして、翌辛丑の蚤食時に当候官南端の臨木燧の卒から卅井候官の卅井燧の卒へと伝達された。⁽²⁸⁾このように郵便物の通達は厳密に管理され、遅延すると候官から呼び出しをうけて詰問された。⁽²⁹⁾

右の第一群（物品名型）に対し、第二群は「出」「入」を簡頭におく出納簿型で、簿籍簡の様式は一〇種類だが、この型に属する断簡の点数はすこぶる多い。⁽³⁰⁾

簡20 入錢六千一百五十 其二千四百受檢口
二千八百五十受吏三月小畜計 九百部吏社錢

簡21 出錢六百 給止害燧長李潭十二月奉 十二月戊午令史做付誼

(A8 三三〇・二二)

ともに見錢に関する出納簿（IVイ a・IVロ b）で、簡20は入金、簡21は支出の記録である。上段に出入金額を掲げ、前者は中段以下に入金の内訳を（図版2参照）、後者は中段に支出目的、下段に交付した月日と授受の当事者とを記す。これらの帳簿は単に金錢の流れを記録するというだけでなく、他の帳簿との照会を念頭におく。21の場合、前掲簡12の「吏受奉名籍」（月俸支給対象者のリスト）をもとに、奉錢を支給した結果が「出錢六百」となるわけで、（俸給額はことなるが）簡12と21とは、互いにその上段と中段とを入れ替えた簡といえる。また、「出錢」の目的が物品購入であれば（64頁前掲「錢出入簿」書式見本簡参照）、同じ関係が簡18との間にも生ずる。

簡20もこれと同様で、たとえば、前掲簡14の閤錢二千が「入錢」として簡頭に立ち、その預金者が中段の内訳に廻る（簡20中段の「掾□」もそうした例ではないか）。さすがに、出納簿下段の授受担当者の名が別の簿籍の簡頭に立つことはないようだが、このように漢代の簿籍は、互いにリンクしながら記録し照会されていたようなのである。

以上を、吏卒名籍型（人名立て）に対して、「物品名・出納簿型」（物品立て）とよぶことにすると、そのいずれ

にもふくまれない残余が「その他」となる。その他の簿籍簡は九種類あり、集計簡・日付簡・断簡の三つに分けることができる。⁽³⁾

集計簡は「凡」「吏卒…人」というかたちのもので、永田分類では「表題類」として本文簡と区別される尾題・帳尻簡「●凡」「●右」の一部も、ここにふくめてよいと考える。たとえば「永元器物簿」をみると、13の帳尻簡「●凡…」は、その文字の配置から、2の先月分「承五月餘…」と対照されるべき本文簡でもある。また、その2や3「今餘…」の内容は13と同じだが、より厳密にいえば、2は先月の帳尻からの引き写し、3は現に目の前にある器物とその数を記録したにすぎない。つまり、3の現在分が4〜12において検証され、これを集計した13の今月分が2の先月分と対照されて、「母入出」と確認される。いわば、3〜12と2〜13とは入れ子の関係にあり、2や3はその左に展開する検証をうける立場にある。だからこそこの位置にあるわけで、残る13のみが集計簡という理屈になる。したがって、「その他」の集計簡の類は、むしろ尾題簡と一括して、本文類から表題類に移すか、あるいは反対に、集計簡をもって本文が完結するとみて、尾題簡の方を本文類にふくめるべきかもしれない。つぎの日付簡とは熟せぬ用語だが、簡頭に「月日」などを置く簡のことで、成卒らの作業を一日ごとにまとめた「日作簿」がその典型だが、右の2や3も形式上ここにふくまれる。

最後の断簡類が真の「その他」で、ここには分類不能の断簡を収める。その多くは欠損のはなはだしい簡で、その点数も集成本文簡全体の四パーセントにも満たない。

以上、簿籍本文簡の簡頭記載に注目して、その書式の整理を試みてきた。その結果、永田分類の七三の様式は「人名立て」（吏卒名籍型）、「物品立て」（物品名・出納簿型）、「その他」の三つに整理された。なお、この整理はあくまで簿籍にみられる思考や認識の分析、いわば簿籍の思想を紡ぎ出すための試みであって、断簡の集成や専門的

な検討に向けられた試案ではむろんない。いやしくも様式分類を立てる以上、永田分類にまったく依拠するのは如何との意見もあるかもしれないが、ここで求めているものは、簿籍を簿籍たらしめている根本、その構造性の解明であつて、現実の多様性に対応すべく派生した諸様式を網羅することではないのである。

本稿が簡頭記載に注目したのは、さきに明らかにした簿籍の三段組と大いに関係がある。みてきたように、段組を設定して記録をとる意味は、文字の高さとその内容とを対応させ、整理・集計の便宜をはかる点にある。しかし、もう一つ重要な意味がある。それは、一簡を三分すること、その記事を一個の情報として完結させる働きである。簿籍簡には、文書簡にない顕著な特徴がある。それは、その内容が一簡で完結し、二簡以上にわたることがないという点である。たとえば、「永元器物簿」は全体で一つの簿籍冊としての内容をもちが、そのなかのどの簡を取り出しても、一つ一つ個別の情報として扱うことができる。⁽³²⁾つまり簿籍簡は、簿籍冊の部分でありながら、それじたい個別データのカードとして独立した情報と機能とをもつ。それは、簿籍簡の三段組がその記載内容にある種文法的な関係を与えているからである。

簡12を例にとると、上段の「程豊」と中段の「十月奉九百」とは主述の関係（程豊は／十月の奉錢九百をうける）、あるいは先行詞・形容詞節の関係（十月の奉錢九百をうけるところの／程豊）にある。また、簡3でいうと、「王君房は／六百六十錢を借り／六百を返して残り六十だ」となり、下段に結果が示される。簡15では下段に集計「凡」がくる。

このように、簿籍簡の段組は文法的な役割を果たしており、各段の空欄に文字を埋めればまとまった意味を成すようにできている。その三段の構成は、簡5・6の名籍簡や簡17の物品簡などの単語型、簡7の燧長名簿のような列挙型もあるが、それらを除けば、

〈見出し／内容・内訳／結果・集計〉

と一般化できるだろう。すると、これは〈表題簡／本文簡／尾題・集計簡〉からなる簿籍冊そのものの構成に対応することがわかる。つまり、簿籍「簡」と簿籍「冊」とは、自己相似性ないし同じ構成原理をもつ、重層的な関係ということができる。それはおそらく、帳簿の集計という作業そのものの重層性に対応している。帳簿の集計は吏卒個々人にはじまり、燧・候から候官・都尉府・郡、さらに中央へと大きな単位に移行するが、作業内容そのものに大きな質的变化はあるまい。かかる集計作業の本質が、情報処理技術のかたちを規定しているのであろう。（補注2）

簿籍簡の段組と記載内容との関係について述べてきたが、右は一般的な傾向として指摘したままで、現実には、中段以下（とくに下段）はなお流動的である。しかし、簡頭記載の固定、つまり上段に見出しが置かれるという特性は、かなりはつきりと認められる。

この、簡頭に必ず見出しがくる、という点に注意したい。なぜなら、現象世界の混沌を一定の見出しにおいて把握するというのは、認識の方法として発達したかたちというべきだからである。したがって、その見出しに何が立つかで、簿籍を扱う人々が何を認識の窓としたかがわかる、と考えたわけである。

その窓はまず人間であった。それは、吏卒として登録された名籍を転写するかたちでさまざまな記録に対応したものであって、あらかじめ人に対する関心があつてそうしたのではない。しかし、そうしてゆくことで、人間に対する関心が高まることは、考えられてよいだろう。

それはまず、つぎのような点にあらわれる。すなわち、人名立ての簡にあつては人を通して事物が把握される。したがって、それらの事物に対して、人は何らかのかたちで責任を要求されるという点である。たとえば、長大な簡であるから引用は控えるが、候長を補佐する候史の職務関念を弾劾した「候史広徳坐罪行罰」檄をみると（EP

丁亥・二〇、簡頭に「候史広徳」と大書し、以下、第十三燧から第十八燧に至る六人の燧長の名の下に、簡16と同型の書式で器物の欠損が列挙されている。⁽³³⁾ 入れ子のかたちの人立て簡ということになるが、一人の責任を追求すると、配下の人名を通じて、たちどころにこれだけのデータが揃う。かかる軍政系列の様相が例外でないとすれば、漢代の官僚制は、人名立ての記録を通じて、巨大な責任の体系をつくりあげていたことになる。

人名立ての記録ということでは、人名立ての歴史叙述「紀伝体」が誕生したのもこの時代であった。紀伝体の特徴は、いうまでもなくその膨大な列伝にあるが、本紀・世家も広義の「伝」とみなせば、その中心は人名立ての記録といえる。その一方で、人が関与すべきことがらを事類立てにまとめた「書」(志)があり、さらに、段組の施された「表」がある。記録の方法論という視点でいえば、『史記』の紀伝体は、右に述べてきた簿籍の諸特質に対応する特徴を、見事に具有する。これが単なる偶然でないとすれば、その根底に横たわるのは秦漢帝国の成立とともに出来た、文字により人間を把握する技術の発達、あるいは官僚制国家の**世界認識**^{パースペクティブ}といえようか。

一方、人名以外の見出しとしては、物品・出入・日付が簡頭に立つ。これらのうち、人名立ての簡と密接な関係にあるのが、錢穀の出納簿型である。簡20と簡14、簡21と簡12との関係からみられたように、これらは錢穀の動きを、一方は人の側から、他方は錢穀を出入する現場(倉庫)から、それぞれ記録したものである。このように主客の関係にある人と物とを別個に項目立てして対照させることで、その動きを精確につかむことができる。

物品名型の場合も、簡17と簡16、簡18と簡21というように、人名立ての簡や出納簿型との連関が認められる。また、出納簿で扱われる錢穀とことなり、この型の簿籍は官の器物、⁽³⁴⁾ 購入品の見積、郵書の送送と、比較的公共性の高い品物を扱っている。それらに対し、管理・担当する吏卒や機関(人名立て)、購入代金を支出した現場(出納簿型)がそれぞれ関わっている。かかるありようは、物品管理業務に関する規定を集めた、雲夢睡虎地秦簡「效力」

などと対照することで、より明確なイメージが得られるだろう。

最後に日付簡だが、その典型である「日作簿」は、「卒作簿」(簡11)の個人データを機関ごとにとまとめ、さらにこれを日ごとに集計したものである。簡頭表記の様式上、「その他」としたが、文書作成の上からみれば、機関名型の変形というべきものであろう。

このようにみえてくると、物品立ての簡とは、物を出し入れしたり、物を置いたりする現場の記録であり、物の動きや管理状況を精確につかむために、他の様式の簿籍と密接な連関をもたせてあることがわかる。そしてここでも、より多く連関するものが人名立ての記録であることが知られよう。人と物とが緊密に対照されることで、否応なく息づまる緊張関係に置かれる。これが、漢代簿籍の情報処理技術が将来した、人と物とのありようであった。

おわりに

漢簡を用いて「帳簿の思想」を析出しようとしたこの試みも、基礎的な作業を行ううちに紙幅が尽きた。出土文字資料を扱う困難、などいってもしかたがない。本稿の要旨をまとめておこう。

漢代の簿籍には、冊書の編綴方式を生かした三段組の書式が行われ、多様な情報を迅速に処理するための工夫が施されていた。その段組には見出しをつけて情報を把握する意図が認められた。そこで簡頭記載に注目したところ、人名立て(吏卒名籍型)、物品立て(物品名・出納簿型)、その他の三つに分けられた。人名立ての簡は、吏卒名籍という人名簡を転写するかたちで吏卒の多様な活動の記録に対応したものであり、物品立ての簡は、錢貨や穀物を出納し、また物を置いたり購入したりする現場の記録である。これらは互いに対照されることで、人と物との精確な

把握・管理を可能にしていた。おもな論点は以上である。

人の側から物を記録し、物の側から人を記録することで、両者を把握し管理するという方法は、帳簿のつけ方として一つの達成であろう。その達成とは、人と物という主客として完結した関係において情報を管理する方法論の確立といえる。それは、いまだ二次元的な情報の取り扱い方であり、一から無限の他へとリンクする現代の立体的な情報網とは次元を異にする。しかし竹や木、墨や縄でそうした情報を手配した知性に、筆者は驚きを禁じえない。それは一つの確立された情報処理の「技術」である。技術である以上、簿書の技術というものも、土木や工芸などのそれ同様、文物そのものとともに伝播してしかるべき性質のものである。漢簡にみる簿書の技術が、たとえば近年出土した走馬樓三国呉簡や、南北朝から隋唐・五代にわたる敦煌・吐魯番文書、さらに日本の正倉院文書や木簡などへと時間的・空間的にどう展開するのか。また、本稿では『史記』に言及するにとどまったが、知識人の多くが官吏であることから、学術情報などの取り扱い方とはどう関わるのか。こうした設問は、「情報」の概念が政治・社会・文化等の各方面にわたるものだけに、多面的な可能性を秘めている。

われわれはまた、人名立ての簿籍簡が吏卒の生活を追いかけるかたちで転成する過程をみた。一般に文字は支配の具といわれるが、それはいいかえれば、文字が人を追いかけるということでもある。本稿では辺境の吏卒について考えてみたにすぎないが、江陵張家山漢簡「奏讞書」をみると、漢初以前より「名数」、戸籍への登記が徹底されていたことがよくわかる。かりに、このようにして登記された人民の戸籍（名籍）を転写するかたちで、徴税や労役（居延への就役はその一端にほかならない）その他の記録をとっていたとするならば、まさにこの国家は、吏民を追いかけるかたちでその生活を把握していたことになり、またそれは、土地を単位とする把握のしかたとは原理がことなるということにも気づくのである。むろん、以上は一事をもって万事を推すに等しい考えだが、簿籍の構

成原理から推察される帳簿の集計作業そのものの重層性は、それが居延という一地域に限定されないことを物語るものであるし、また、帳簿の書式やその記録の方法というものは、末端まで統一され徹底されてこそ、文書行政の実が上がるものであるから、秦漢帝国四百年という官僚制支配の実を思えば、右の推測に一定の蓋然性を認める余地もあるのではなからうか。ともあれ、東アジア世界の文字文化にそうした出生の秘密があることは、十分に認識しておく必要があると思う。

文字は長く知識人の専有物であった。読書は支配階級の象徴であった。はじめに述べた、電脳機器が文字文化を根底から変えつつあると感ずる点の一つには、真の意味での文字の解放があるように思われる。政治的・文化的な特権から解放された文字の活用が、新しい機器によって開始されたように思われるのである。そして、このことがもたらすであろう結果が、歓迎すべきものであるか、恐怖すべきものであるかは、新しい世紀の行く末がおのずと開示してゆくことであろう。

註

(1) 以下、旧居延漢簡の引用は、勞幹『居延漢簡』(台北中央研究院歷史語言研究所、図版之部一九五・考釋之部一九六)、『居延漢簡 甲乙編』(中華書局、一九〇)に依拠し、永田英正『居延漢簡の研究』(同朋舎、一九九)の釈文を参照した。また、引用簡には出土地番号・原

簡番号を記し、釈文の記号は「□」「…」判読不能、「●」墨点、「◻」折損など、通例にしたがった。なお、原簡の「際」字は、「燧」に統一した。

(2) 3は「今」字の終画を長く引いて、「餘」以下の文字を4〜7と並頭にし、3〜12が一つのまとまりをなすこと、2と13の器物の列記がほぼ同じ高さに揃えて

あることの二点からこのように理解した。

- (3) 大庭脩『秦漢法制史の研究』（創文社、一九六三）、
三〇二・三〇九頁ほか参照。

- (4) 龐樸「語叢」臆説（『郭店楚簡研究』所収。遼寧教育出版社、一九九〇）。なお、東京国立博物館蔵『神歌抄』紙背の唐代古鈔とされる『毛詩並毛詩正義』（重要文化財）は、この「分欄旁行」型の写本として貴重な伝世品といえる。

- (5) 早稲田大学秦簡研究会「雲夢睡虎地秦墓竹簡『為吏之道』訳注初稿（一）」（『史滴』9、一九八〇）、二〇八～二〇九頁参照。

- (6) 李学勤『簡帛逸籍与學術史』（時報文化出版、一九九四）、五頁参照。

- (7) 「勞邊使者過界中費」册（EJ T三・二〇）は、辺郡を巡撫しにきた使者に対する饗応費用の見積書。「梁米八斗 直百六十」と上段に食料・数量、繩をはさんで中段にその価格を記す（『文物』一九七六、一、版八および図三五参照）。また、注21参照。

- (8) 永田注1前掲書、六・二三～二五頁参照。

- (9) 籾山明「出土文字資料ノート」（『古史春秋』6、一九九〇）、七三頁。富谷至「大英図書館所蔵の敦煌漢簡」（『中国中世の文物』）所収。京都大学人文科学研究所、一九九三、一三頁。

- (10) 永田前掲書、第I部「居延漢簡の古文書学的研究」。

- (11) 永田前掲書、二四八頁。

- (12) 永田前掲書、二四九～二五頁。

- (13) 「在署名籍」とは吏卒の不在を確認するための帳簿で、「見」は現在、持ち場にいたことを示す。なお、簡7・8は「居延新簡 甲渠候官」（中華書局、一九九四）によった。以下同。

- (14) 永田英正「新居延漢簡の概観」（『東方学』八五、一九九三）、四七～四九頁。

- (15) 永田氏の様式分類は、前掲書の「簿籍簡牘の様式別分類表」（三〇九～三二頁）にまとめられている（以下「様式分類表」と略称）。なお、「様式分類表」の様式と、その様式のもとに集成された簡（以下「集成簡」と略称）とは、必ずしも一致しない場合がある。その点では、本稿の分類も厳密ではないことを、あらかじめお断りしておきたい。

- (16) 「吏卒名籍型」第一群には、吏卒名籍（I Ia）、雇用户の名簿（I Ig）、病卒名籍（I Ic）、戍卒被兵簿類（III a・b・c・d）、秋射賜（養）勞名籍（VI 二）、叙任・転任の記録（VI h a・b）、吏卒の家族や財産の記録「累重誓直簿」（VI t）、罪状と処罰の記録（VI l）、吏民出入籍（VI y）、また、第一群の要件をみたすものとして、爵に関する内容不明の簡（VI r）、褒状簡（VI x a）がある。II勤務・IV見銭・V食糧に関する簿籍をみない点に特徴がある。なお、I口型の

病卒名籍は、永田氏の「様式分類表」では「官職・姓名」型とされるが（前掲書、三二頁）、集成簡をみると「本籍」をふくむ場合も多い。記録をとる機関の上下にもよるのであるが、病欠は身元の照会を要するものとの観測から、第一群に分類した。

(17) 「吏卒名籍型」第二群には、Iイb型の名籍II簡6をはじめ、燧長名簿（IイcII簡7）、燧ごとの吏卒名籍（IイdII簡8）、吏卒の在署名籍（IイfII簡8）、日迹簿（IIイb・c）、信号伝達の記録（IIハ）、卒作簿（IIニb）、守御器簿（IIIイd）、銭出入簿類（IVイe）、吏受奉名籍類（IVロa・c・d・d'・e）、吏卒廩名籍類（Vロb・c・d）、卒家屬廩名籍（Vハa・b）、文書の発信日簿（VIイ）、詣官簿（VIハa・b）、債務の記録（VIへ）、牛馬の名籍など（VIチa・a'・b）、吏の功労の記録「伐閔簿」（VIヌb）があげられる。I〜VI類にわたる簿籍をみる点に特徴がある。なお、Vロb・cの吏卒廩名籍は、「様式分類表」によると「機関名」を冠する様式とされるが（永田前掲書、三八頁）、集成簡をみると、機関名よりも「官職・姓名」型の簡が多いようである。また、IIハ型・VIイ型をここに分類する点も「様式分類表」とことなるが、IIハ型については、簡頭を存する二例がともに「燧長・名」とあること、VIイ型の発信日簿は、簡頭の書出しが人名から書き出すかたちになっている

ことから、第二群とみなした。また、簡の上端を欠損するIIイc・VIチa型は、永田氏の推定にもとづき、ここにふくめた（前掲書、三〇・三三頁）。

(18) 佐原康夫「居延漢簡月俸考」（『古史春秋』5、一九九、五頁以下に詳しい）。

(19) 永田前掲書、三四〜五頁。

(20) 「吏卒名籍型」第三群としては、日迹簿（IIイa）、守御器簿類（IIIイd・e・g）、吏卒廩名籍（Vロa）があげられる。なお、IIIイg型は、「様式分類表」に「備品名・数量」とあるが（永田前掲書、三四頁）、簡頭を存する唯一の例に「甲渠候部」とあるので、第三群に分類した。

(21) 「棗他莫當燧守御器簿」冊（EJ.T.三・二五七〜五）は、その送り状によると、棗他候官から肩水都尉府に送った簿籍で、縄がなく一部断簡だが、守御器簿冊の貴重な出土例である。「布緯三糲九斗 轉射十一 小積新三」「驚米一石 深目六 大積新三」と三段に器物が列挙され、その器物の配列をみると、これは横読み型の冊書らしく、また送り状などの文字の切れ方から、編綴した後に書かれたものと思われる。永田前掲書、三四〜八頁。薛英群「居延漢簡通論」（甘肅教育出版社、一九九、三九〜四三頁）。

(22) ちなみに、あくまでも目安にしかならないが、断簡の数からみても、吏卒名籍型は集成簡全体の六割にの

ぼる。簿籍本文簡の総数にしめる名籍型断簡数の割合は、第一群三・五%、第二群三%、第三群三・九%である。

- (23) 鷹取祐司「漢代戍卒の徵発と就役地への移動」(『古代文化』究一二〇、一九九七、三三〇～三五頁)。

- (24) 永田前掲書、五〇～五五頁。「元康元年」は前五年。

- (25) 鷹取前掲論文によると、衣類は本籍県が支給して戍卒とともに送り、任地で開封して本人に配給されたが、武器は途次の武威郡姑臧別庫で戍卒個人に貸与されたという。

- (26) 第一群(物品名型)の内訳は、守御器簿(IIIイb・f)や錢出入簿類(IVイd)、および郵書送送の記録(IIロa・b)、文書の受信日簿(VIロ)である。

- (27) 富谷注9前掲論文、一七頁。

- (28) 簡19末尾の「界中□□□□：程二時二分」は、「界中八十五」と読めるが、同じルートを上した簡の記載「界中九十五里、定行八時三分、実行七時二分」(二五・二四)と合致しない。なお、秦漢期の時制には、一日を十二時・十六時・十八時とする三説が行われており、いずれによるべきかを解しかねたため、時間の計算などは省略した。

- (29) 永田前掲書、三三～三六頁参照。なお、そのような呼び出しの記録が、人名立ての第二群に入れた詣官簿(VIハ)にほかならない(前注17参照)。

- (30) 第二群(出納簿型)の内訳は、守御器簿類(IIIイ

a・a')、錢出入簿(IVイa・b・c)、吏受奉名籍(IVロb)、穀出入簿(Vイa・b)、穀以外の出入簿(Vニa)、交出入簿(VIチc)の一〇種で、その数は集成簡総点数の三・四%、「名籍型」第二・第一群に次ぎ、「物品名型」の七・三%、後述の「その他」の二・六%をはるかに上回る。なお、出入簿型には刻齒(切込)を有する簡があり、それらは「券」(割り符)としての機能を果たしたもので(板山明「刻齒簡牘初探」『木簡研究』十七、一九九七、簡21がこれに相当するようだが、卑見では、その形態や書式の規格性から、「券」として用いた後、帳簿簡として再利用されたものとみて、あえて例として掲げた。また、IVイc型は同b型のとめ書きだが、簡頭表記が明確でなく、機関名などを冠する可能性もあるだろう。

- (31) その他としては、名籍の集計簡(IIイe)、日作簿(IIニa)、守御器簿類の帳尻簡(IIIイc)、錢出入簿類の集計簡・断簡(IVイf・g)、吏受奉名籍の帳尻簡(IVロf)、穀出入簿の帳尻簡・断簡(Vイc・d)、食糧関係の断簡(Vニb)がある。また三種類の内訳は、集計簡(IIイe・IVイf・IVロf)、日付簡(IIニa・IIIイc・Vイc)、分類不能の断簡など(IVイg・Vイd・Vニb)である。なお、永田分類では「帳尻」と「集計」とが区別されているようだが、本文に述べるような理由から、本稿では「集計簡」の

概念をより広い意味に用いている。

- (32) 反対に、記載内容が三簡にわたり、段組も意識しない第14〜16簡は簿籍簡ではなく、文書簡であるとわかる。なお、簿籍簡と送達文書簡(送り状)との興味深い関係については永田前掲書、三六〇頁参照。

- (33) 永田前掲書、三六〇頁。同氏「候史広徳坐罪行罰」概について(『東アジア古文書の史的研究所』所収。刀水書房、一九七〇)。また、大庭脩「木簡学入門」(講談社学術文庫、一九八四)、一三六〜一三九頁。

- (34) 細かいことになるが、守御器簿にも出納簿型があり(IIIイ a・a)、これと対応するような集計簡(IIIイ c)もある。これによれば、錢穀と同じ扱いになるが、居延新簡E P F 三・三〇五〜三〇九をみると、IIIイ c が本文簡で、「出入」があるとIIIイ a・aの簡を挿入する型の帳簿であるらしい。IIIイ c 型の簡に「校見(応簿)」「母出入」などあるので、守御器簿と照合する型の管理簿のように思われる。以上の点から、右は出納簿として扱わない。

(補注1) 投稿後、念のために「居延漢簡補編」(台北中央研究院歷史語言研究所、一九九〇)を翻読していたところ、「上」下とのみ書かれた簡を発見した。この毛・三簡は「上」「下」の横画が簡を三分する、一見定規のような簡で、「上」段と「下」段と(その間の中段)を明示した、三段

組の動かぬ物証といえる。しかし、この簡は同書に収める林素清氏の「居延漢簡補編」識見二則」で取り上げられていて、旧居延簡七・三に同じ例があり、敦煌漢簡の名稱などにも「上」「下」の文字を残す例があることを知った。林氏は一尺の簡を三段に分けた「標尺簡」として、吏卒廩名籍や錢・穀出入簿などとの関係を指摘するにとどまっているが、いずれにせよ、氏の考証により三段組の存在は立証されたといえよう。筆者の不明に恥じ入るとともに、右の七・三簡を図版2の「補」として急ぎ付け加えた次第である。

(補注2) このことは、古代日本の木簡と対比することでより明確になると思う。たとえば、正倉院伝世木簡の「装束司牒」(『正倉院寶物銘文集』図録、図版48)は一見、漢代の帳簿簡とよく似た三段組であるが、上段に「装束司牒寺政所」と書き出し、中段は物品・数量を簡条書きにし、下段から裏面にかけて「右次官佐伯大夫宣」云々とつづくことから、これは、紙文書の書式へ書出し・簡条書・事実書^{じじつ}を縦組みにしたものと知られる(大庭脩「木簡」学生社、一九七〇。三七〜三二頁参照)。気をつけてみてみると、進上物の付け札などとされる木簡にも、「右」云々という事実書の様式をもつものが少なからずあり、それらに紙文書の書式の潜在を認めてよいとすれば、日本の木簡にみられる右のような段組は、文書作成や集計などの手続きではなく、紙文書によって規定されていたことになる。簿籍簡と簿籍

冊との自己相似をふくめ、漢簡の帳簿がその情報処理技術に相即したかたちをもつことが、右の比較によっても明らかであろう。

〈付記〉 図版1は宇村雪村『木簡の書』(同朋舎)により、
図版2は『居延漢簡』図版之部・甲乙編(注1)『居延新簡』(注13)によった。

Note

The Mode of Information Processing in The Ancient China: The Methodology of Official Records by Wooden Ledgers in The Han Era

Wataru INOUE

The wooden ledger in the Han era is a device whereby various sorts of information were processed efficiently. It took the form of the book “Ce Shu 冊書”.

A ledger consists of three steps sets. A heading was attached to an eye of each step, which was used as a window to information. There were three kinds of the heading for names of persons involved, commodities and others. The heading of personal names recorded a list of officials and soldiers and their activities. That of commodities recorded income and disbursement of money and food. The two were related to each other, and in this way personnels and goods were controlled precisely.